

社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則

(平成2年2月9日制定)
 (平成4年3月27日改正)
 (平成6年3月4日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成22年4月30日改正)
 (平成23年1月7日改正)

第1章 総 則

(目的・名称)

第1条 この制度は、超音波医学の進歩発展に伴い、社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)が超音波医学を専攻する優れた医師を専門医として認定し、超音波医学並びに医療の向上を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

2 前項において認定する専門医は、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医(英文名「Board Certified Fellow of the Japan Society of Ultrasonics in Medicine」, 略称「FJSUM」)(以下「専門医」という。)という。

(運営機関)

第2条 本会は、この制度の維持と運営に当たるために、定款第4条に基づき、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

2 本委員会に関する規定は、別に定める。

第2章 専門医の認定

(認 定)

第3条 理事長は、本会が実施する認定試験に合格し、本委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て専門医と認定し、認定証を交付する。

2 認定料は、20,000円とする。

(認定試験)

第4条 専門医認定試験は、毎年1回学力試験により行う。

2 試験の実施要項は、会誌に公示する。

3 試験施行に関する規定は、別に定める。

(受験資格)

第5条 専門医認定試験を受験する者は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- 一 日本国の医師免許を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- 二 申請時において、5年以上継続して本会正会員であること。ただし、5年未満の本会正会員は、本会が指定する超音波関連学会・研究会に5年以上継続して会員であり、かつ申請時に本会正会員であること。
- 三 本会の指定する超音波専門医研修施設(以下「研修施設」という。)において、第4章に定める指導医の指導のもとに、別に定める研修要領に基づいた研修を修了していること。
- 四 業績及び臨床研修の実績が別に定める基準に達していること。

(申 請)

第6条 専門医認定試験を受験を申請する者は、別に定める書類に所定の受験料を添えて、期日中に理事長に提出しなければならない。

第3章 専門医の資格の更新と喪失

(更 新)

第7条 専門医は、認定を受けた年から5年を経る時に資格更新の認定を受けなければならない。

2 資格更新に関する規定は、別に定める。

(喪失)

第8条 専門医は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。

- 一 専門医としての資格を辞退したとき。
- 二 資格更新の申請を行わなかったとき。
- 三 資格更新が認められなかったとき。
- 四 本会正会員としての資格を喪失したとき。
- 五 日本国の医師の資格を喪失したとき。

(取り消し)

第9条 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会及び理事会の議を経て専門医の資格を取消することができる。

第4章 指導医

(指導医の任務)

第10条 社団法人日本超音波医学会認定超音波指導医(英文名「Senior Fellow of the Japan Society of Ultrasonics in Medicine」、略称「SJSUM」)(以下「指導医」という。)は、診断・治療・研究業績全般にわたる指導により、専門医を育成する。

(指導医の委嘱)

第11条 本委員会は、専門医を育成するために、人格、識見に優れ、超音波医学に関する豊富な学識と経験を有する専門医の中から、指導医を推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱し、認定証を交付する。

- 2 指導医の委嘱に関する基準は、別に定める。
- 3 指導医の委嘱期間は5年間とし、委嘱は、毎年1回行う。

第5章 研修施設

(研修施設の指定)

第12条 本会は、専門医を目指す者の臨床研修のために、研修施設を指定し、研修の実施を依頼する。

- 2 理事長は、本委員会が研修施設として適当と認めた診療施設に対して、理事会の議を経て指定証を交付し、会誌に公示する。
- 3 研修施設の指定に関する規定は、別に定める。

(審査)

第13条 研修施設の指定は、毎年1回書類審査によって行う。

- 2 研修施設の指定は、5年ごとに更新する。

第6章 補則

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

(諸規約)

第15条 この規則の施行についての諸規約は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成2年2月9日から施行する。
- 2 超音波専門医認定の経過措置に関する規定は、別に定める。
- 3 昭和62年6月15日社団法人日本超音波医学会の設立以前における日本超音波医学会の正会員として継続した期間は、第5条第2号の年数に通算する。
- 4 第5条第二号の本会が指定する超音波関連学会・研究会は、別に定める。
- 5 この規則は、平成22年4月30日から施行する。
- 6 この規則は、平成23年1月7日から施行する。